

○北海道開発局告示第122号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成21年11月5日

北海道開発局長 関 克己

第1 起業者の名称 北海道及び石狩西部広域水道企業団

第2 事業の種類 一級河川石狩川水系当別川当別ダム建設工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道石狩郡当別町字青山及び字青山奥地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道石狩郡当別町字青山地内及び字青山奥地内に施行する「一級河川石狩川水系当別川当別ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダム及び同条第18号に掲げる水道法（昭和32年法律第177号）による水道用水供給事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うこととされているところ、本件事業の施行される区間は、同法第9条第2項の規定により国土交通大臣が指定する区間であり、当該区間内の国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、都道府県知事が行うこととすることができることなどから、起業者である北海道は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

また、石狩西部広域水道企業団は、水道法第26条の規定による認可を受けていることなどから、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川石狩川水系当別川（以下「当別川」という。）は、その源を暑寒別山系の察来山に発し、ピンネシリ山、別狩岳の間を南北に貫流し、途中一番川、二番川等の支川を合わせながら南下し、北海道石狩郡当別町（以下「当別町」という。）の市街地を流下した後、一級河川石狩川水系石狩川（以下「石狩川」という。）の右岸に合流する、流域面積309.5km²、流路延長72.5kmの河川である。

当別川の流域は大部分が当別町に存しており、古くから当別町の基幹産業である農業のためのかんがい用水のほか、水道用水の水源として利用され、当別町の社会、産業、経済の基盤をなしている。

当別川は、融雪期、台風期を中心にたびたび洪水に見舞われていたことから、昭和12年までに石狩川本川の工事に合わせ、合流地点から兩岸に延長9kmの築堤を実施したが、昭和36年及び昭和37年に連続して洪水被害を受けたことから、昭和38年以降は中下流域の河川改修工事が実施されている。しかしながら、昭和45年5月には融雪期と豪雨が重なり、床上浸水3戸、床下浸水16戸、浸水農地172haの被害を受け、昭和56年8月には台風12号による床上浸水66戸、床下浸水151戸、浸水農地3,610haの被害を受け、その直後に台風13号に見舞われるなど、大きな被害を受けており、最近では平成9年8月などにも浸水による被害を受けている。

このように、当別川流域では過去に何度も浸水被害が起きている一方、渇水期には河川の流量が著しく低下し、安定した取水が困難な状況であり、昭和60年、昭和61年、昭和63年、平成元年、平成6年及び平成19年には深刻な水不足のため、かんがい用水の取水を交代制とすること等を余儀なくされ、特に水稻の代かき期を中心に水不足に見舞われていることや、深水かんがい等の営農手法に必要な用水の確保ができないことから、安定した農業経営が阻害されている。

また、当別町の水道用水は、上水道及び簡易水道を合わせて、平成18年度には最大で7,182m³/日を供給しているが、安定して取水できる水源として確保している水利権は1,681m³/日に過ぎず、現在は本件事業による新たな水源の確保を前提とした、暫定豊水水利権による不安定取水に依存している状況にある。

さらに、当別町周辺の札幌市、石狩市及び小樽市も、それぞれ水道水源及び将来の水需要に問題を抱えている。札幌市では、産業等の集中及び水使用の実態から、将来においては水需要に対し供給可能な水源が不足すると予測されている。石狩市は自己水源である地下水では十分な供給ができず、需要に対する不足分を札幌市からの分水により補っているうえに、年々地下水位の低下が進行し、一部の地域で地盤沈下が発生していることや、海岸線に近いことから塩水化が懸念されている。石狩市に隣接する小樽市の石狩湾新港地区も、地下水を水道水源としていることから、同様の問題が発生しており、いずれも代替水源の確保が必要となっている。

このような状況に対し、河川管理者である北海道は、当別川における治水対策として、平成14年1月に、石狩川水系石狩川中流当別圏域（当別川・材木川）河川整備計画を策定し、年超過確率1/50規模の降雨を対象に、ダム地点における基本高水流量1,220m³/秒のうち、760m³/秒を本件事業により調節することとし、高水基準点「当別新橋」における計画高水流量を810m³/秒とし、石狩川本川への配分流量を石狩川合流地点で850m³/秒として浸水被害の軽減を図ることとしている。

一方、10年に1回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のため、低水基準点「茂平沢」において年間を通じて $1.88\text{m}^3/\text{秒}$ 、かんがい期間中は別途、代かき期（5/1～5/25） $3.37\text{m}^3/\text{秒}$ 、深水期（7/1～7/10） $2.81\text{m}^3/\text{秒}$ 及び普通期（5/26～6/30、7/11～8/31） $2.32\text{m}^3/\text{秒}$ の流量を確保することとし、本件事業により当別町の農地 $3,153\text{ha}$ に対し、最大取水量 $13.386\text{m}^3/\text{秒}$ 、年間総取水量 $92,601,000\text{m}^3$ のかんがい用水を供給することとしている。

さらに、当別町、札幌市、石狩市及び小樽市は、石狩西部広域水道企業団から水道用水の供給を受けて水道事業の経営を行うこととしており、石狩西部広域水道企業団は、平成47年に予測される最大 $905,800\text{m}^3/\text{日}$ の需要に対し、不足する $83,819\text{m}^3/\text{日}$ の水利を本件事業により新規に開発し、既存の当別町上水道及び簡易水道から本件事業に転換する水利 $1,681\text{m}^3/\text{日}$ を合わせて、 $85,500\text{m}^3/\text{日}$ （給水量 $77,800\text{m}^3/\text{日}$ ）を確保し、安定的な水道用水の供給を図ることとしている。

本件事業は、これらに基づき、当別川に洪水調節、流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水及び水道用水の確保を目的とした多目的ダムの建設工事を行うものであり、本件事業の完成により、基準点「当別新橋」地点での年超過確率1/50規模の洪水を防御するための洪水調節が可能となり、洪水時における水位を低下させ、当別川流域における浸水被害が軽減されることとなる。また、10年に1回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保し、かんがい用水及び水道用水の安定的な取水に必要な水量を確保することが可能となる。これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の安全の確保、景観や生態系の維持による良好な河川環境の保全、当別町の基幹産業である農業の経営安定化並びに当別町、札幌市、石狩市及び小樽市の上水道の安定的な供給に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に与える影響について、起業者が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月28日閣議決定）及び北海道環境影響評価条例（昭和53年北海道条例第29号）に基づき、平成5年4月に環境影響評価を実施したところ、水質及び景観について、いずれも環境基準等を満足すると評価されている。

また、起業者は、環境影響評価の実施後に新たに得られた知見を踏まえ、平成18年11月に工事期間中の騒音及び振動並びに水質、景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び産業廃棄物について、環境影響の照査を行っており、水質以外の項目についてはいずれも環境基準等を満足すると評価されている。水質については工事期間中の濁水の発生及び水素イオン濃度の変化が予測されているが、濁水防止施設及びPH調整施設を設置することにより、環境基準を満足すると評価されていることから、起業者はこれらの措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件事業地及びその周辺において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の天然記念物であるマガン、ヒシクイ、オ

ジロワシ、オオワシ、クマゲラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、オオタカ、ハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているチュウヒ、ウスリホオヒゲコウモリ、エゾホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヨタカ、トモエガモ、スナヤツメ、ニホンザリガニ及びゴマシジミの生息が確認されている。また、植物では環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているホソバドジョウツナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているバアソブ、サルメンエビネ及びホソバツルリンドウが確認されている。このうち、チュウヒを除く鳥類については、改変区域内で営巣が行われていないこと、周辺には同様の生息環境が広く残されていることから、影響は軽微であると評価されている。その他の動植物については、ゴマシジミを除き、本件事業がこれらの種の生息環境を改変する区域は限られており、周辺には同様の生息環境が広く残されていることから、影響は軽微であると評価されている。チュウヒについては、本件事業地内で営巣が確認されているが、起業者は専門家の指導・助言に基づき、周辺に残されている代替の営巣地となりうる環境を維持するとともに、工事の実施にあたっては、事前に調査を行い、営巣が確認された場合は、営巣期間中の周辺での工事を中止する等の保全措置をとることとしている。ゴマシジミについては、本件事業により生息環境である草地の大部分が消失することとなるが、起業者は専門家の指導・助言に基づき、食草等の移植による代替生息環境の創設を行うこととしている。さらに、起業者は、工事期間中のモニタリングを行い、専門家の指導・助言に基づいて、必要に応じて追加で保全措置を講じることとしている。

また、本件事業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在せず、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられないが、起業者は工事の実施に伴い文化財が発見された際には、北海道教育委員会と協議し、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、当別川の氾濫による浸水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水及び水道用水を安定的に供給することを目的として、堤高52m、総貯水容量74,500,000^mの台形CSGダム建設工事を施行するものである。

本件事業の事業計画は、(1)で述べた洪水調節及び流水の正常な機能の維持のために必要な流量並びにかんがい用水及び水道用水の需要水量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第73条第4号に規定する国土交通大臣の認定を受けていることなどから、施設の構造についても合理的と認められる。

なお、本件事業のダムサイトの位置については、地形及び地質条件から、ダム建設が可能かつ必要な貯水容量を確保できる位置として、川崎サイト案、中山の沢サイト案、八万坪サイト案及び申請案である十万坪サイト案の4案について検討が行

われている。申請案は他の3案に比較して、基礎岩盤の地質条件で川崎サイト案にやや劣るものの、施工性には大きな差はなく、湛水面積、堤体規模及び水没家屋数が最小であり、自然環境に与える影響や社会的影響が最も小さいうえ、経済性にも優れていることから、最も合理的と認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、当別川は、過去に何度も豪雨による浸水被害が発生していること、しばしば渇水に見舞われ、かんがい用水の安定的な取水等に影響を及ぼしていること、当別町及び石狩市では現在でも水道用水の水源が不足していること、札幌市では今後水道用水の水源が不足することが見込まれていること、石狩市及び小樽市の石狩湾新港地区では地下水利用による地盤沈下等の問題があることなどから、当別川流域の浸水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水及び水道用水の安定的な供給のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、石狩支庁管内の自治体の長からなる北海道石狩地方開発促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。